

板橋区における「特別支援教室」導入について

1、概 要

平成22年11月に策定された「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、本年3月末東京都から「特別支援教室の導入ガイドライン」が発表され、平成28年度から全小学校に順次「特別支援教室」を設置することとなった。

※「特別支援教室」の内容は、裏面を参照。

板橋区においても今年度の4月から、プロジェクトチーム等で「特別支援教室」設置に向けて検討を行い、平成28年度から順次「特別支援教室」での巡回指導を開始し、平成29年度には区内小学校全校で開始する予定である。

なお、巡回指導の拠点校は、現在の「通級指導学級（情緒）」設置校（6校）とする。

巡回指導は、現在の「通級指導学級（情緒）」の担任教員が、「巡回指導教員」として行う。

現在、通級指導学級（情緒）に通級している児童については、来年度以降も引き続き「通級指導学級（情緒）」または在籍校の「特別支援教室」で指導を受ける予定。

4月から新たに「特別支援教室」で指導を受ける児童については、教育委員会が専門家（小児科医や心理士等）を交えた「判定委員会」開き、「特別支援教室」での指導の有無を決定する。指導の終了についても、「判定委員会」で行う。

巡回指導教員のほかに、東京都で配置する職員として、「特別支援教室専門員（非常勤）」と「臨床発達心理士等（巡回）」が予定されている。

2、区民・保護者等に対するの制度の周知

板橋区版リーフレットの作成、広報等での周知のほか、説明会の開催も検討している。

特に現在通級指導を受けている児童の保護者には、別途説明会を開催する予定。

3、研修の実施

板橋区として、特別支援教育に関する理解促進、専門性の向上等や、特別支援教室導入に関する理解促進等を目的とした研修を本年度から実施する。

校長・副校長、通級指導学級担任（巡回指導教員）、特別支援コーディネーター、対象児童の在籍学級担任等が対象となる。

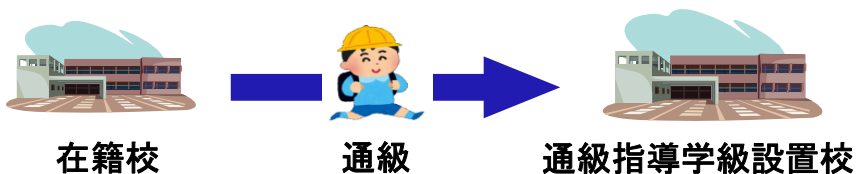
4、物品購入、工事について

特別支援教室での必要物品や工事に関しては、東京都から「東京都公立学校特別支援教室設置条件整備費補助金」が支給される。（1校当たり物品購入30万円、簡易工事等70万円が上限。）

板橋区における「特別支援教室」の導入について

小学校の「情緒障がい等通級指導学級」が「特別支援教室」での指導に変わります。

現在の通級指導学級体制



通級指導学級設置校に児童が週に1回程度通い、指導を受けています。

今後の特別支援教室体制



拠点校の教員が児童の在籍する学校へ巡回して指導します。児童は在籍する学校にある特別支援教室等で指導を受けられます。

【事業の概要】

現在、区内に6校ある「情緒障がい等通級指導学級」を巡回指導の拠点校とし、平成28年度から順次、区内全小学校へ巡回指導を開始します。平成29年度までに全小学校での巡回指導を試行的に行い、平成30年度からは本格的に実施する予定です。

【期待される効果】

児童にとっては、在籍校で過ごす時間が増え、授業を抜けることによる負担が減ります。また、拠点校の教員が在籍校へ巡回することで、学級担任との連携による、周囲の環境や学級への適応状況に応じた細やかな指導が受けられます。

保護者にとっては、通級時の付添いの負担が軽減されます。

在籍校の教職員にとっては、特別支援教室での指導の内容を知る機会が増え、理解が図られます。

【対象となる児童】

これまでの情緒障がい等通級指導学級に通級していた児童に加え、通常の学級に在籍している、知的な発達に遅れがなく、自閉症や自閉傾向、学習障がい(LD)等と診断された児童や、その他情緒的な問題で学校生活にうまく適応できないため、特別支援教室での指導が必要とされる児童。

【参考】

平成26年度の都の調査では、通常の学級に在籍している、発達障がいの可能性のある児童は6.1%、そのうち通級による指導を受けている児童は18.4%となっています。